



聴衆に語りかける藤本氏

科学はさまざまな法則を導き出してきたが、宇宙にはまだ隠れている物質や法則がある。宇宙がまだ見せてい

### 講演「I-LCは何をする装置なのか？」

「先端加速器科学技術推進シンポジウム2016 in 東北」(いわてI-LC加速器科学推進会議など主催)が9月10日、市文化会館(Zホール)で開催されました。今回は、その講演要旨と様子を紹介します。



市が実現に向けて取り組んでいる「国際リニアコライダー(以下、I-LC)計画」について最新情報をお届けします

# 希望のひかり 第38回

ない姿を見つげるため、素粒子同士をぶつけ合わせて新たな反応を調べる機械「加速器」を人類は生み出した。次のステップの加速器がI-LC。私たちが知っている元素が宇宙を占める割合は、宇宙全体のたった5割であることが分かっていた。I-LCは未知の新たな物質・法則を調べる研究を行うための装置だ。その建設には十数年かかる。実際に研究を担うのは、会場にきている中高生の皆さんの世代だ。——高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所・藤本順平氏

高橋理佳氏(リニアコライダー・コラボレーションコーディネーター)がコーディネーターを務め、「見る宇宙をつくる宇宙」ダークマターの秘密を探れ」と題して行われたパネルトーク。藤本順平氏、本間希樹氏(国立天文台水沢VLBI観測所所長)、それぞれ立場から宇宙の謎へのアプローチについてお話しがありました。後半では、「I-LCクラブ」メンバーの中学生2人が加わり、8月に行われたI-LCクラブによる欧州合同原子核研究所(CERN)視察の感想や、将来の展望などが話されました。本間希樹氏「講演で話のあった、われわれにとって未知の

### パネルトーク



出演者およびI-LCクラブの皆さん

物質であるダークマターは、銀河誕生の説明に欠かせないもの。実は私たちの存在に関わる重要な物質だ。藤本順平氏「ダークマターは、宇宙の研究の中で『見えないけどある』ことがわかった。その謎を調べるのが物理学者で、ダークマターは天文学から素粒子物理学への宿題だと捉えている。調べるにはI-LCが必要となってくる」。菅原百代さん(I-LCクラブ、水沢中3年)「CERNのあるジュネーブの人は、世界中から研究者が来ているからか、私たちにも自然に接してくれた。私もI-LCができたら外国の方に対応できるように英語を勉強したい」。佐藤琴恵さん(I-LCクラブ、花泉中2年)「科学者という仕

事はどういう仕事なのかイメージできなかったが、(CERNに行ってみて)一つの謎を追い求めている姿がとてもカッコいいなと思った」。国際学会「リニアコライダー・ワークショップ(LCWS)2016」が、12月5日から5日間、盛岡市内で開催されます。学会には世界の研究者が集い、I-LCなどの加速器を用いた素粒子実験計画について協議します。学会開催期間中は研究者などに向けて、シンポジウムや地元企業のブース出展、岩手の食・観光などの魅力を伝える催しなどのほか、建設候補地周辺のツアーも行われる予定です。市は、この学会をI-LC実現に向けた重要な情報発信の機会と捉え、実施に向けて協力していきます。学会に関連するイベントなどの情報は、随時、市のI-LCウェブサイトなどでお知らせします。

### 盛岡で12月に国際学会開催



家族からお祝いの花束を受け取る綾人さん

### 祝 百歳おめでとう

市は、10月に満百歳を迎えた1人に記念品を贈り、長寿を祝いました。

吉田綾人さん(前沢区字谷記)は同区に生まれ、28歳で故・サトさんと結婚。2男1女をもうけ、現在は孫4人、ひ孫2人に恵まれています。国鉄に就職し、戦時中は戦地に出兵。復員後は、昭和26年から平成4年までの間に通算7期、旧前沢町議会議員を務めました。

地域のため、人のために常に考えてきた綾人さん。長男の憲一郎さん(69)は「今日を迎えられることができてほしい。これからも元気でいてほしい」と長寿を喜びました。

### 11月は「ねんきん月間」です

## 国民年金で将来への備えを

国民年金制度には、社会・経済情勢が変化しても皆さんの生活を守ることができるよう、さまざまな仕組みが設けられています。経済的に納付が困難な場合には、国民年金保険料の「全額免除」「一部免除」「納付猶予」「学生納付特例」などの救済措置があり、これらを申請せずに保険料を納めないでいると、年金を受給できない場合があります。正しく制度を理解して将来に備えましょう。

■問い合わせ＝本庁市民課国民年金係(内線137・138)、各総合支所市民環境課

### ▶ 所得の少ない人は保険料免除の手続きを!

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月～6月に申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や、失業により著しく所得が減少した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人が申請し承認されると保険料の納付が免除になります。免除額は、所得の状況などに応じて「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類です。

### ▶ 50歳未満の人は納付猶予の手続きを!

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。ただし、28年6月以前の期間については、30歳未満だった期間が納付猶予制度の対象になります。

### ▶ 学生は学生納付特例の手続きを!

所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのまませず、学生納付特例を申請しましょう。

### ▶ 保険料の後納制度を活用しましょう

平成30年9月までの間に限り、「後納制度」を利用して過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができます。制度を利用することで年金額を増やしたり、受給資格を得られたりする場合があります。

「ねんきん月間」のこの機会に、自分の保険料の納付状況を確認してみよう。

### 免除・猶予制度の利点は?

老後の生活資金として受け取る老齢基礎年金や病気やけがで障がいが残ったときに受け取る障害基礎年金、一家の働き手が亡くなったときに家族が受け取る遺族基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間(受給資格期間)が一定期間以上あることが必要です。制度を利用して「免除された期間」または「納付を猶予された期間」は、受給資格期間として算定されます。

ただし、免除を受けた場合や、猶予後10年以内に保険料を納付(追納)しなかった場合には、受給する年金額が減額されますのでご注意ください。

まずはお気軽にご相談ください



本庁市民課国民年金係  
千葉 龍太 主事